

令和9年度

いわき市就学前教育・保育施設整備事業 募集要領

令和7年11月
いわき市こどもみらい部保育・幼稚園課

いわき市では、老朽化した施設を更新することで、必要な保育の受け皿を確保するとともに、安全な教育・保育環境を確保するため、保育所または認定こども園（以下「保育所等」という。）の整備を希望する事業者の募集を行います。

1 保育所等の整備の方針

近年、少子化が進行する一方、共働き世帯の増加等によって保育需要が高まっており、また、施設の老朽化による保育環境の悪化も懸念されています。

このため、安全・安心な教育・保育環境の実現を図るため、認定こども園への移行や施設の大規模修繕等を行う運営法人等に対し、施設整備に要する費用の一部を補助するものです。

補助にあたっては、いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に定める設備・運営基準を満たす施設について、いわき市こども計画に基づいて整備決定を行うものとします。

2 募集内容

(1) 整備手法・補助制度について

令和7年9月19日付こ成事第497号こども家庭長官通知「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」で示される、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）」第5条で示される整備内容を対象とします。

- ※ 定員増を伴う整備は応募対象外です。また、整備後の定員数は地域の保育需要を考慮し、適切な数を設定してください。
- ※ 補助金額および補助対象経費等は国要綱に定められた通りとします。
- ※ 着工にあたっての入札・契約関係事務は、本市の取扱いに準じた事務手続きで進めいただきます。
- ※ 補助金の対象経費は、本市による国庫協議の後、国および市より内示を受けた後に契約したものについてのみ対象となります（実施設計、工事契約等）。

(2) 応募者の資格について

下記のすべてに該当する法人が本市内で運営・設置している保育所等の整備を対象とします。

- ① いわき市の教育・保育行政を理解し、児童福祉事業に熱意を持ち積極的に協力いただけること
- ② 保育事業を遂行する十分な信用、技術能力等を有し、継続的かつ安定した運営ができること
- ③ 整備を行う保育所等を現に運営しており、かつ当該保育所等の建物を所有していること
- ④ 過去の保育所等の公募および施設整備において不誠実な対応を行うなど、運営者として市が不適当と認める事由を有しないこと
- ⑤ 現に経営する事業全体の運営内容および財務内容が適正であり、本整備事業を行うにあたって必要な資力が十分にあること
- ⑥ 当該保育所等を利用する児童の保護者に対し、整備計画について事前に十分な説明を行い、計画に係る要望等に対し、誠実に対応できること

⑦ その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと

(3) 建物の規模・施設内容等

「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）をはじめとする認可基準等に関する法令および条例、建築基準法および建築基準法施行令・消防法等の関係法令に定める基準に従ってください。

(4) 整備期間中の保育について

整備にあたり、一時的に通常とは異なる部屋や仮設施設等において保育を行う場合も、上記(3)で挙げた関係法令に定める運営および設備基準に従い、整備期間中の児童の保育に対しても十分に配慮するように努めてください。また、上記の整備期間中の保育環境の変化について、児童の保護者に対し十分にご説明の上、同意を得られるよう誠実な対応をお願いします。

なお、仮設施設を設置する場合は、基準等への適合状況等について確認させていただきますので、事前に当課と図面協議を行うとともに、避難経路や採光の確保について関係機関に確認を行ってください。

3 スケジュール

令和 11 年（1か年事業の場合は令和 10 年）3 月 31 日までに本体工事、既存建物解体、外構工事、仮設園舎解体等その他の諸手続きを含むすべての事業を完了することとします。

時期		内容
令和 8 年	～3 月下旬	事前協議
	6 月中旬	事業申請に係る書類提出締め切り
	7 月上旬	施設整備補助に関する選定審査委員会（協議継続事業者の決定）
令和 9 年	1 月下旬	国庫協議
	4 月上旬	国庫内示⇒以降、実施設計等事業開始
令和 10 年	1 月頃	補助金交付申請書（R 9 年度分）提出
	～3 月末	1 か年事業：工事完了期限、事業実績報告書（R 9 年度分）提出
		2 か年事業：工事着工期限、事業実績報告書（R 9 年度分）提出
	4 月頃	国庫内示（2 か年事業の場合）
	4～5 月頃	補助金支払（R 9 年度分）
令和 11 年	1 月頃	補助金交付申請書（R 10 年度分）提出
	～3 月末	2 か年事業：工事完了期限、事業実績報告書（R10 年度分）提出
	4～5 月頃	補助金支払（R10 年度分）

※ 国庫協議の状況によっては、スケジュールに変更が生じる可能性があります。

※ 整備内容により、工事入札以降のスケジュールは多少前後することが可能です。

4 事業選定・採択に関する考え方

事業申請書が提出された提案について、老朽度調査（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 431 号こども家庭庁生育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に基づく調査）の結果や、

施設の耐用年数の超過状況、整備計画に係る実現性や資金計画の適切性等に基づいて審査します。

なお、申請が1件のみの場合も含め、審査等で事業申請書の内容等が不適切と判断される場合、協議を中止させていただく場合があります。

老朽度調査表は1級建築士の資格を有する方が作成してください。なお、老朽度調査の実施者は、本工事の設計者や事業者を兼ねることはできません。

5 事業申請の受付について

(1) 事前協議

事業申請に先立って整備計画に関して当課と事前協議を行っていただきます。事前ヒアリングシート（別紙）をご準備の上、令和8年3月31日までに下記担当課までご連絡ください。

(2) 事業申請に係る書類の提出

事業申請提出書類一覧（別紙）についてご準備いただき、令和8年6月30日までに下記担当課あて持参もしくは郵送にてご提出ください。

(3) 提出・問い合わせ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市役所本庁舎7階

いわき市こどもみらい部保育・幼稚園課幼保管理係

電話 0246-22-7454

メール hoiku-yochien@city.iwaki.lg.jp

6 留意事項

(1) 全般的な事項

本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。

(2) 補助金について

① 本募集は、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用するため、国および市の令和9年度予算の状況によっては協議を中止する可能性があります。

② 同様に、2か年目である令和10年度予算についても、国および市の予算が不成立等となった場合は交付できないこともありますので、これらについて予めご承知ください。

③ 国との協議結果によっては、事業申請内容どおり事業を進めることができない可能性があること、スケジュール等の変更が生じる可能性があります。

④ 1件あたりの申請額によっては、協議継続決定事業者の数が増減することがあります。

(3) 情報の公開

事業申請書等提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、事業申請書提出後の選考・選定過程に関する情報は、必要に応じ公表することができます。

(4) 個人情報の取扱い

応募に際し記載された個人情報・法人情報は、本事業の事業者選定に関する範囲内のみで

使用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例および規程により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用および第三者提供を行うことはありません。

(5) 基準等の変更の可能性への対応

今後国が示す制度の内容により基準等が変更となる可能性がありますが、変更への対応等については事業者の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。

(6) 応募のための費用

応募者は、事業計画が採択されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、施設整備に係る設計業務や老朽度調査業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て応募者の負担とし、市は補償しないものとします。

(7) 事業の実施にあたっての調整等

保育所等整備に関する関係機関・各種団体の調整については、事業者の責任において行っていただきます。特に利用児童の保護者や、整備予定地の近隣住民や町内会に対しては、整備計画に係る説明を十分に行っていただき、計画に係る要望等に対し、誠実に対応するよう努めてください。

(8) 事前協議について

事業申請に係る書類提出前の事前協議等のため来庁される場合は、電話で事前にご予約をお願いいたします。なお、事前協議は書類審査や事業者の決定を行うものではありません。

事前協議には法人代表者、施設長予定者または法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越しください。設計会社やコンサルティング会社からの事前協議は受け付けません。

事前協議では、提出資料に対する説明のほか、法人の整備事業に対する考え方、運営方針、利用者の見込み、補助金が交付されなかった場合の対応等について説明していただきます。

(9) 財産処分について

既存建物の新築・改築時に国、県または本市補助金を受けていた場合、既存建物の解体工事に伴い、国、県または本市への財産処分の手続きが必要となる場合があります。過去に、補助金を受けて実施した施設整備について、全ての事業をご報告ください。計画によっては、補助金の返還が必要となる場合があります。漏れのないようご注意ください。

(10) 建設市場によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、開園に遅れが生じないよう、資材の供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めてください。

(11) 補助対象外経費は、土地の買収または整地に要する費用や基本設計に関する費用、駐車場や園庭等にかかる整備費、アスベスト調査や老朽度調査等の調査に係る費用などがあります。詳細は国要綱をご確認ください。

また、補助金交付額の基本的な考え方は、補助対象外経費を除いた補助対象経費の3/4と、国の定める補助基準額から算出した補助金額を比較していずれか低い方が、交付額となります。

(12) 本募集要項および関連資料については、令和7年11月現在の法令を踏まえて作成してい

ます。

(13) 本募集要項に定めのない事項については、いわき市の指示に従うものとします。

事業申請提出書類一覧（別紙）

市の補助事業としての採択を希望する法人は、次の書類（各1部）を提出するものとします。

1. 配置図、平面図、立面図
2. 工事の概算見積書
3. 工程表
4. 老朽度調査表
5. 老朽度調査時の写真
6. 資金計画書
7. 既存建物の検査済証
8. その他市長が必要と認める書類